

(趣旨)

**第1条** この要綱は、地震発生時等におけるブロック塀等の倒壊による被害を未然に防止し、その安全を確保するため、ブロック塀等の撤去を行う者に対して予算の範囲内において補助金を交付することに関し、新地町補助金等交付規則（昭和50年新地町規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等とはコンクリートブロック造、れんが造その他のこれらに類する構造の塀及び門柱をいう
- (2) 道路等とは建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路をいう
- (3) 危険ブロック塀等とは町内に存するブロック塀等で道路等に面し、かつ道路等の路面から高さが1.2メートル以上で次のいずれかの状態のものをいう
  - ア 傾斜、ひび割れ等があり、倒壊するおそれがある状態
  - イ 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第61条又は第62条の8に規定する技術的基準に適合しない状態
- (4) 撤去とはブロック塀等の基礎までを含め又は基礎以外の部分を解体し撤去することをいう  
(補助対象者)

**第3条** この要綱による補助金の交付対象となる者は、次の各号に掲げる内容を全て満たす者とする。

- (1) 町内に存する危険ブロック塀等を所有していること
  - (2) 町税（昭和29年新地町税条例第3条に規定する町税をいう）、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の滞納がないこと
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は補助の対象としない。
- (1) 国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体が行うもの
  - (2) 対象となる危険ブロック塀等が公共事業の補償対象となるもの
  - (3) 販売を目的として整地や建物解体工事をする際に危険ブロック塀等の撤去を行うもの

(補助対象経費)

**第4条** この要綱による補助金の交付の対象となる経費は、道路等に面している危険ブロック塀等の撤去工事（以下「対象工事」という。）に係る経費とする。

(補助金の交付額)

**第5条** この要綱に基づく補助金の交付額は、対象工事に係る経費と撤去する対象工事のブロック塀等の見付面積に1平方メートル辺り1万円を乗じて得た額のいずれか少ない額の3分の2の額とし、10万円を限度とする。ただし、控え壁は面積に含まない。なお、当該交付額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の交付回数は、同一敷地内の対象工事につき、1回限りとする。

(補助金の交付申請)

**第6条** この要綱に基づき補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ブロック塀等撤去費補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 対象工事平面図
- (3) 対象工事立面図（姿図）
- (4) 対象工事に係る見積書の写し
- (5) 対象工事施工前の状況を確認することができる写真
- (6) 納税証明書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請があつたときは、速やかにこれを審査するものとする。

3 町長は、前項の規定による審査が終了した後、補助金を交付し、又は交付しないことを決定したときは、ブロック塀等撤去費補助金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

4 町長は、前項の規定による補助金の交付決定に際して、条件を付すことができるものとする。

(対象工事の着手)

**第7条** 前条第3項の規定による補助金の交付決定を受けた申請者は、速やかに対象工事に着手するものとする。

(対象工事の変更等)

**第8条** 申請者は、第6条第1項の規定による申請の内容を変更し、又は対象工事を中止しようと

するときは、ブロック塀等撤去費補助金変更等申請書（第3号様式）に変更内容の分かる書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があつた場合は、速やかにこれを審査するものとする。この場合において、町長は、必要があると認めるときは、現地調査等を行うことができる。

3 町長は、前項の規定による審査が終了した後、交付決定の内容を変更し、又は変更しないことを決定したときは、ブロック塀等撤去費補助金交付（不交付）変更等決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（完了報告）

**第9条** 申請者は、対象工事が完了したときは、ブロック塀等撤去工事完了報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、速やかに町長に提出しなければならない。

（1）対象工事に要した費用の領収書の写し

（2）対象工事後の状況を確認することができる写真

（3）前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項に規定する完了報告書が提出されたときは、速やかにこれを審査するものとする。この場合において、町長は、必要があると認めるときは、申請者に対して必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

3 申請者は、前項の規定による求めがあつたときは、速やかに応じなければならない。

（補助金の確定）

**第10条** 町長は、前条第2項の規定による審査を終了し、補助金の額を確定したときは、ブロック塀等撤去費補助金交付確定額通知書（第6号様式）により申請者に通知するものとする。

2 申請者は、前項の規定による通知があつたときは、町長にブロック塀等撤去費補助金支払請求書（第7号様式）により補助金の請求をするものとする。

3 町長は、前項の規定による補助金の請求があつたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の確定取消し）

**第11条** 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付確定額の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。

（2）この要綱の規定又はこれに基づく指示に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付確定額の全部又は一部を取り消したときは、ブロック

塀等撤去費補助金交付確定額取消通知書（第8号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

**第12条** 町長は、前条第1項の規定により補助金の交付確定額を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、ブロック塀等撤去費補助金交付確定額返還請求書（第9号様式）により申請者に期限を定めて返還を求めることとする。

（町長の指導及び助言）

**第13条** 町長は、申請者に対して、この要綱の施行に関し必要な指導及び助言をすることができる。

（委任）

**第14条** この要綱に定めるものを除くほか、必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。